

# 東京都土木工事標準仕様書の改正について

## 1 改正の目的

現行の東京都土木工事標準仕様書は、平成 18 年 4 月に改正したものであり、以降 4 年にわたり都の土木工事において使用してきた。この間、「コンクリート標準示方書」や「JIS」の改正など、公共工事を取り巻く環境は変化している。

こうした、社会情勢の変化等に的確に対応し、都の土木工事の適正かつ円滑な実施に資することを目的として改正を行った。

## 2 改正の経緯

- (1) 平成 21 年 4 月に東京都工事標準仕様書整備協議会（以下「協議会」という。）を開催し、協議会土木部会において改正作業に着手した。
- (2) 協議会土木部会での関係 9 局による計 14 回の検討及び各局への意見照会等を経て、平成 21 年 12 月に開催した整備協議会において改正案が合意された。

## 3 改正の概要

平成 21 年 4 月の協議会において合意された「改正のポイントと方向」に沿い、改正内容の検討を行った。その結果、以下の改正（概要）を行うこととした。

- (1) 社会情勢の変化への的確な対応
  - ア 公共工事における品質確保等への対応
    - (ア) 入札後及び契約締結前における監理技術者等の資格又は雇用関係の確認要件の緩和に伴い記載内容を変更した。
    - (イ) 工事实績情報システム（コリンズ）のシステム充実に伴い記載内容を改正した。
    - (ウ) 足場施工における二段手すり、幅木の設置等について記載内容を改正した。
  - イ 環境対策の推進
    - (ア) 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の改正に伴い、ディーゼル自動車等対策の記載内容を改正した。
    - (イ) 公道を走行しないオフロード特殊自動車に対する排出ガス規制を行う「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」の制定等に伴い記載内容を改正した。
- (2) 改正・制定された関係法令、各基準類等との整合
  - ア JIS の改正（コンクリート）に伴い、工場認定から製品認証へ記載内容を改正した。
  - イ コンクリート標準示方書（施工編）の改正に伴い、許容塩化物量等の記載内容を改正した。
  - ウ 「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について」等を追加
- (3) その他  
文章表現の明確化等を行った。